

別紙

諮問第577号

答 申

1 審査会の結論

「事件の送致書類、確認資料」について開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由として開示請求を却下した処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「請求者が平成26年〇月〇日に〇〇交番で警官と口論になり〇〇容疑で〇〇警察署刑事課で取り扱いとなった事件で作成された送致書類、確認した資料（防犯ビデオの映像を含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、警視総監が平成28年12月14日付けで行った開示請求却下処分について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

第一に、警視庁は刑事訴訟法53条の2及び条例30条の2等を根拠に請求人の開示請求を却下しているが、本件の開示対象となる事件において請求人は不起訴処分となり刑事訴訟は行われていないのであるから、本件の保有個人情報は刑事訴訟法53条の2にいう「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当しない。また、請求人は本件開示対象となる事件において押収されたものはないから本件の保有個人情報は刑事訴訟法53条の2にいう「押収物に記録されている個人情報」にも該当しない。よって、警視庁は本件について関係のない法令等を根拠として、本件開

示請求を不当に却下していると認定できるので、請求人は本件審査請求の申立てを行った。

第二に、本件の開示請求の対象となっている事件は、警官の職務怠慢行為を的確に指摘した請求人が逆切れしたチンピラ警官どもの職権濫用行為（刑法194条）によって違法・不当に逮捕されたものである。このようなチンピラ警官の犯罪行為を身内意識の馴れ合いから組織的に違法に隠ぺいしている警視庁が法の規定を理由として本件の開示請求を却下するのは権利の濫用（民法1条3項）であり、社会通念上到底許されるものではない。よって、請求人は本件審査請求の申立てを行った。

イ 意見書における主張

第一に、処分庁は本件の開示請求対象は不起訴記録であるが、刑事訴訟法47条の「訴訟に関する書類」には不起訴記録も含まれ、刑事訴訟法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」も同様であると主張している。しかし、刑事訴訟法47条が公判の開廷前に「訴訟に関する書類」を公にしなければならないと規定したのは、刑事裁判の性格上、「訴訟に関する書類」は、事件から離れた立場にあり公平な判断ができると期待される裁判官や傍聴人の前で開示させるのが適当だからである。よって、刑事訴訟法47条の趣旨からして、本件開示請求の対象である不起訴処分となり公判が開かれない事件に関する書類は、同条でいう「訴訟に関する書類」に含まれないのは明らかである。

第二に、処分庁は本件開示請求の対象である刑事事件の記録は、刑事確定訴訟記録法により開示手続きが定められているから、保有個人情報開示請求の制度の対象外である趣旨の主張をしている。しかし、不起訴となり裁判所が関与しない事件の記録は、同法の閲覧対象から除外されていると思われる。よって、本件請求記録は条例5章の保有個人情報の開示制度により、事件当事者である審査請求人に開示されるのが相当である。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報、特定の事件において作成した送致書類及び防犯カメラの映像を含む被疑者の特定や犯行状況を立証するために確認した資料（以下「確認した資料」という。）である。送致書類とは、司法警察員が事件を検察官に送致する事件記録であり、確認した資料とは、事件の関係者の供述調書や犯行状況等を撮影した防犯カメラの映像、犯行現場等を撮影した写真など、特定の事件に関して作成・取得された書類等である。

したがって、本件開示請求に係る保有個人情報は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）53条の2第2項で規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当し、条例30条の2において、条例5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないこととされている個人情報である。

(2) 「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」が条例5章の規定の適用除外であることについて

刑事訴訟法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）4章…の規定は、適用しない。」と規定している。「訴訟に関する書類及び押収物」は、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得されたものであり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑事訴訟法53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであること等から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び条例において保有個人情報の開示請求等の規定を適用しないこととされたものと解される。

また、刑事訴訟法53条の2第2項は、適用除外の対象として「訴訟記録」ではなく、

「訴訟に関する書類」と規定しているところ、同法47条が同じ文言により「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、裁判所の保管している書類に限らず、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類など、検察官、司法警察職員、弁護士、その他の第三者の保管しているものも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。さらに、「訴訟に関する書類」の写しについても、それが実質的に原本と同一の内容を有するものである以上は、刑事訴訟法等の制度内における開示・非開示の判断、開示手続等に服させることが適当であることから、同様に「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

(3) 本件処分の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、「不起訴処分となり刑事訴訟は行われていないのであるから、本件の保有個人情報『訴訟に関する書類に記録されている個人情報』に該当しない」などと主張しているが、前述のとおり、「訴訟に関する書類」には不起訴記録も含まれるものと解されることから、審査請求人の当該主張は採用することはできない。さらに、審査請求人は、審査請求書において、「本件の開示対象となる事件において押収されたものはないから本件の保有個人情報は『押収物に記録されている個人情報』にも該当しない」などと主張しているが、前述のとおり、公判開廷前における「訴訟に関する書類及び押収物」の公開の原則禁止には、特定の「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」の存否についても含まれるものと解されることから、審査請求人の当該主張は採用することはできない。

以上のことから、本件開示請求に係る保有個人情報を開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由として開示請求を却下した本件処分は、妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

平成29年 3月 6日	諮問
平成29年10月24日	新規概要説明（第117回第三部会）
平成29年11月28日	実施機関から理由説明書收受
平成29年11月28日	審議（第118回第三部会）
平成29年12月19日	審議（第119回第三部会）
平成29年12月22日	審査請求人から意見書收受
平成30年 1月26日	審議（第120回第三部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、「請求者が平成26年〇月〇日に〇〇交番で警官と口論になり〇〇容疑で〇〇警察署刑事課で取り扱いとなった事件で作成された送致書類、確認した資料（防犯カメラの映像を含む）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

イ 条例の定めについて

条例30条の2は、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）4章の規定を適用しないとされている個人情報については、5章の規定は適用しない。」と規定している。

ウ 本件対象保有個人情報の開示請求却下の妥当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報について、刑事訴訟法53条の2第2項に規定

する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当し、条例30条の2において条例5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないこととされている個人情報であるとして開示請求を却下していることから、審査会は、その妥当性について検討する。

(ア) 「訴訟に関する書類及び押収物」の意義について

刑事訴訟法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）4章…の規定は、適用しない。」と規定している。

「訴訟に関する書類」については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑事訴訟法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであることから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び条例において保有個人情報の開示請求等の規定を適用しないこととされたものと解され、「押収物」についてもこれと同様に解される。

また、刑事訴訟法53条の2第2項は、適用除外の対象として「訴訟記録」でなく「訴訟に関する書類」と規定しているところ、同法47条が同じ文言により「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、裁判所の保管している書類に限らず、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類など、検察官、司法警察職員、弁護士その他の第三者の保管しているものも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

(イ) 本件対象保有個人情報の「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人

情報」該当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報、特定の事件において作成した送致書類及び確認した資料であると説明する。また、送致書類とは、司法警察員が事件を検察官に送致する事件記録であり、確認した資料とは、事件の関係者の供述調書や犯行状況等を撮影した防犯カメラの映像、犯行現場等を撮影した写真といった特定の事件に関して作成・取得された書類であることから、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当する旨説明している。

これに対し、審査請求人は、刑事事件が不起訴処分とされていること及び当該請求人は押収されたものはないことから、本件対象保有個人情報は、刑事訴訟法53条の2第2項が定める「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当しない旨主張している。

審査会が本件対象保有個人情報のうち「確認した資料」の一覧を確認したところ、審査請求人が求めているものは、特定の事件に関し、警察が犯罪事実を確認した調書や資料であり、これらは全て捜査の過程で作成・取得された捜査書類や証拠品であると確認できた。また、不起訴記録についても前記(ア)のとおり「訴訟に関する書類」に含まれると解される。

したがって、本件対象保有個人情報は、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当し、条例30条の2に基づき、開示請求等の規定は適用されないものと解されることから、条例5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないこととされている個人情報であるとして開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋